

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事から通知があったので，次のとおり公表する。

令和2年6月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象機関名 福祉相談センター	監査実施年月日 令和2年1月8日
○監査の結果 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について、母子・父子・寡婦福祉資金貸付システムと財務会計システムの計上額が不一致であるにもかかわらず、検証がなされないまま財務会計システムの計上額で決算が行われていたことは適切でない。	
○措置状況 再発防止策として、銀行から送付される現金出納日計表と収納済通知票の合計金額が合致しているかをチェックした上で、母子・父子・寡婦福祉資金貸付システム（以下「母子システム」という。）で消込処理を行い、必ず消込処理終了後に母子システムの日計表を出力し、消し込んだ収納済通知票と突合する。 また、毎月、財務システムの歳入整理表を母子システムの償還状況一覧表と突合し、調定額及び収入済額が正しいか確認を行う。不明額が発生した場合は、財務システムにおいて収納日計一覧表を出力し、収納済通知票と突合を行い、不明額の原因を特定し歳入更正等の処理を行う。	
監査対象機関名 畜産センター	監査実施年月日 令和2年1月31日
○監査の結果 動物の売却処分に係る事務について、手続が遅れたことにより、調定及び販売手数料の相殺（支出）手続が翌年度となったことは適切でない。	
○措置状況 今回の事案を職員全員に周知し、法令順守や公金意識の徹底など、職員に求められる業務内容を改めて確認した。また、地方自治法や財務規則等の関係法令について県の行う研修への参加や内部研修により知識の習得を図っているとともに、事務手続の進行については、「調定事務進行管理表」により所属長や地方出納員を中心として組織全体でチェック機能を働かせている。 今後同様の事例が発生することがないように、組織として、適正な事務執行に努めていく。	
監査対象機関名 県南農林事務所稲敷土地改良事務所	監査実施年月日 令和元年12月16日
○監査の結果 公有財産（工作物）の管理について、取得したときの異動報告を行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 昨年度までに取得した公有財産については、今年度中に異動報告を行う。 今後は、事業実施地区において、毎年工務課で作成する実績報告書を基に、工務課及び契約用地課職員複数名により財産の確認を行い、新規取得財産等について、漏れが無く、かつ、速やかな異動報告の実施に努めていく。	

監査対象機関名 常陸太田工事事務所	監査実施年月日 令和2年2月28日
○監査の結果 原材料（常温合材と融雪剤）の管理・保管について、受払時の確認が徹底されていないこと、並びに融雪剤に関しては保管状況が好ましくないこと及び事務所の管理簿と現有数量が一致していないことは適切でない。	
○措置状況 原材料の受払については、職員相互による数量チェックを強化し、受渡し時の写真撮影記録など履行確認を確実にを行った上で、受払簿と現有数量との確認を徹底しながら適切な管理に努めていく。 融雪剤の保管については、保管場所の囲いフェンスを速やかに設置し、出入り口の施錠管理を確実にを行った上で適正な保管に努めていく。	